高等学校等就学支援金
オンライン申請システム(e-Shien)手続きマニュアル
～変更手続編～

このマニュアルでは就学支援金に関する手続きを、e-Shien で行うための手順について説明します。

目次

1. e-Shien を利用した申請の流れ ・・・ p.1
2. 申請の準備 ・・・ p.2
3. 申請情報の入力
   3-1. e-Shien にログインする(手順①) ・・・ p.3
   3-2. 保護者等情報変更届の提出をする(手順②) ・・・ p.4
4. 臨時支援金意向登録 ・・・ p.13
5. Q&A ・・・ p.16

1. e-Shien を利用した申請の流れ

※令和 7 年度に限り、高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約 910 万円以上世帯と判定された場合に高校生等臨時支援金の支給を受けることができます。

(1)継続して受給を希望する方 (保護者等の年収が約 910 万未満の方)

※年収はあくまでもモデル世帯(保護者のうちどちらか一方が働き、子ども 2 人(16 歳以上 19 歳未満1人、16 歳未満1人)がいる4人世帯)の目安です。

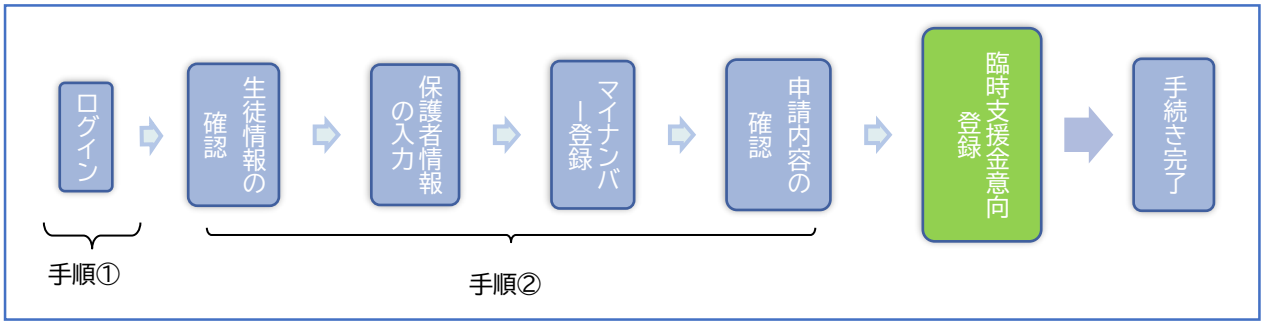

(2)継続して受給を希望しない方 (保護者等の年収が約 910 万以上で臨時支援金の支給を希望しない方)

学校(011-811-5297)へご連絡ください。

＊注意事項

・税が未申告の場合は審査を行うことが出来ません。必ず事前に申告手続きをお願いします。
(ただし控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても審査が可能です。)

2. 申請の準備

＊準備するもの
（1）インターネット環境にあるパソコン/スマートフォン/タブレット
（2）ログイン ID 通知書
（3）保護者等の個人番号(マイナンバー)が分かる書類（下記の Q をご参照ください。）
例） 個人番号カード/通知カード/個人番号が記載された住民票

Q. 保護者等の情報に変更があるというのはどういう時ですか？

①保護者等の離婚・死別、養子縁組等により親権者の人数が変更になった。
例)保護者や生徒の名字が変更になった/ひとり親だった保護者が再婚し、保護者が増えた
両親の離婚などにより保護者が減った/これまでの保護者から別な保護者に変更になった
※既に紙申請等で届出をしている場合は除きます。
②2024 年中に引っ越し等で課税地に変更がある方や他の市区町村に住民票の移動がある方
③2024 年 1 月 1 日現在で生活保護(生活扶助)受給していたが、2025 年 1 月 1 日現在では受給していない場合、または 2024 年 1 月 1 日現在で生活保護(生活扶助)受給していなかったが、2025 年 1 月 1 日現在では受給している場合。

⇒変更の可能性がある場合には e-Shien ログイン後に現在登録されている情報を確認出来ますので、ご確認いただいた後、申請の手続きを行ってください。確認方法については 3 ページ下部を参照してください。

Q. 誰の収入状況(個人番号)が分かる書類が必要か？/誰の税額で判断するか？

①親権者の収入状況を提出

生徒が未成年で親権者がいる場合、基本的には親権者全員の収入状況が必要となります。
※以下の場合も該当します

- ✓ 別居、単身赴任 → 親権者全員の収入状況を提出
  （DV 等のやむを得ない事情で提出が困難な場合は学校へご相談ください）
- ✓ 収入がない → 収入がない場合も個人番号の登録が必要です。
- ✓ 生活保護を受けている → 生活保護関係情報の「受給あり」を選択
- ✓ 海外に在住している → 保護者情報の入力画面から「日本国内に住所を有していない。」を選択
- ✓ マイナンバーカードを所持していない・読み取れない → 個人番号を直接入力して提出
- ✓ マイナンバーがわからない・スマホ等の端末がない → 書類で提出(学校へご連絡ください)

生徒が成人(18 歳以上)

②主たる生計維持者の収入を提出

✓ 生徒が主に他者の収入で生計を維持しており、
被扶養者と扶養者の関係である場合に該当します。
※入学時に未成年で、その際の親権者が 2 人いる場合は、
成人後の申請でも2名とも「主たる生計維持者」となります。
※入学時に既に成人している場合は、生徒が扶養に入っている方
1 名が「主たる生計維持者」となります。

生徒が未成年で親権者がいない

③ 未成年後見人の収入を提出

✓ 未成年後見人が選定されていて、
生徒の扶養義務がある場合に該当します。

生徒が未成年で
未成年後見人もいない

上記①②③のいずれにも該当しない

④生徒本人の収入を提出

①②③のいずれにも該当しない場合は、生徒本人に収入が無くても該当します。

※その他のケース等、判断が難しい場合は学校へご連絡ください。

3. 申請情報の入力

3-1. e-Shien にログインする（手順①）

e-Shien にログインするために、システムへログインします。

（1）～（3）のいずれかの方法でアクセスしてください。

（1）アドレスを直接入力する
　　アドレスバーに、「https://www.e-shien.mext.go.jp」を入力。
（2）スマートフォンの機能を使用し、右の QR コードを読み取る
（3）文部科学省のホームページからアクセスする

▷下記のような画面が表示されましたら
正しくアクセス出来ています。

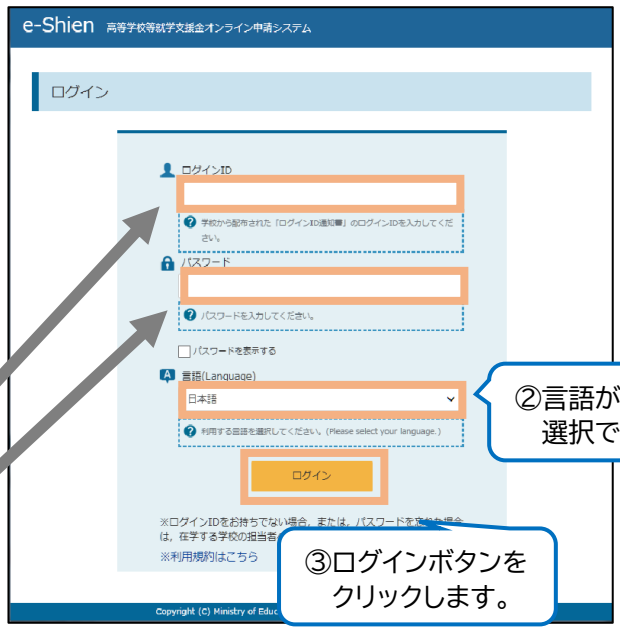

▷ログイン ID 通知書を紛失した場合は別紙
再発行を依頼するためのフォームから
ご請求ください。順次郵便にて発送します。

▷ログインに 5 回連続で失敗した場合ログイン出来なくなります。学校（011-811-5297）へご連絡ください。

◎現在登録されている情報を確認する場合（任意）

▷特に保護者等の変更があった場合や 2024 年 1 月 1 日現在と 2025 年 1 月 1 日現在で課税地が異なる場合には必ずご確認ください。**<u>課税地の欄に 2025 年 1 月 1 日現在の市区町村が表示されている</u>**ことを確認ください。

▷本マニュアルにて「保護者等の情報に
変更がある場合」はこの表示先の
登録状況から変更があることを指します。

最も大きい項番の「表示」をクリックします。

3-2. 保護者等情報変更届の提出をする（手順②） ※継続して受給を希望する場合のみ

「保護者等情報変更届」ボタンをクリックします。

※保護者等情報変更届（家計急変）は選択しないでください。該当する可能性がある場合は学校（011-811-5297）へご連絡ください。

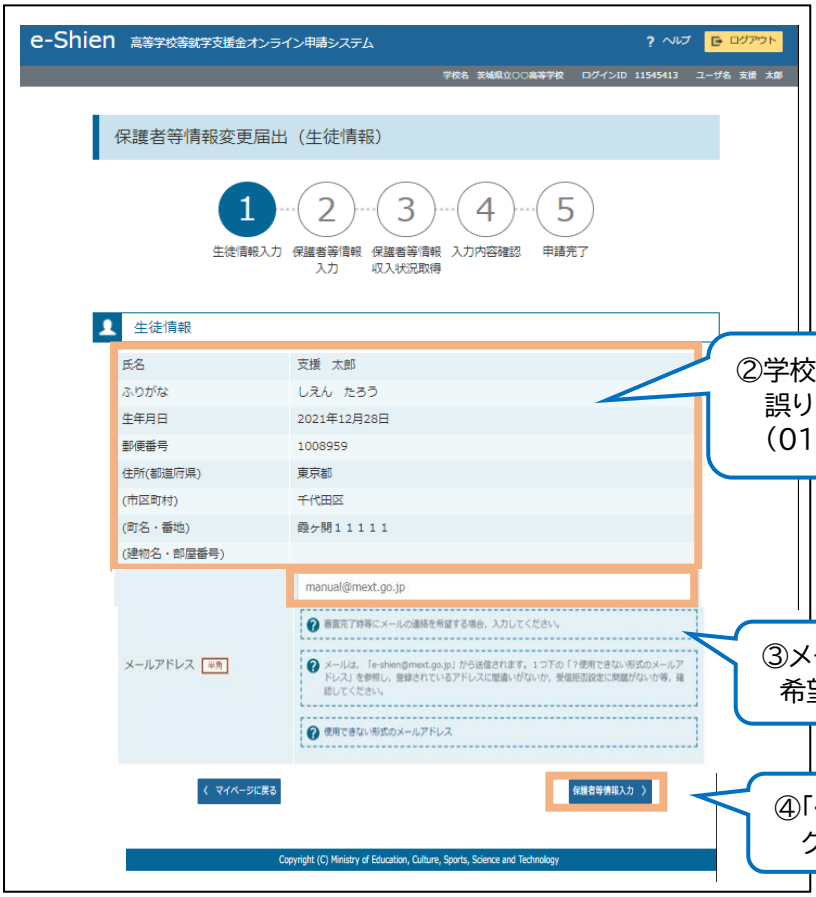

②学校で登録された生徒情報が表示されます。誤りがある場合は手続きを完了した後、学校（011-811-5297）へご連絡ください。

③メールアドレスは審査完了時にメールの連絡を希望する場合入力します。

④「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

⑥■保護者等の**人数**に変更（追加・削除）がある場合
⇒「保護者等の変動（追加・削除）はあります。」を選択した後、6 ページへお進みください。

■保護者等の**人数**に変更（追加・削除）がない場合
⇒「保護者等の変動（追加削除）はありません。」を選択した後、11 ページへお進みください。

◎保護者等の変動（追加・削除）がある場合の手順は以下の通りです。

■保護者等を**追加**する場合
⇒6 ページへ
■保護者等を**削除**する場合
⇒10 ページへ
■**保護者等の情報に変更がない**場合・**保護者等の連絡先や課税地等の情報を変更する**場合
⇒11 ページへ

保護者等の変更に合わせて収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

誰の収入状況の確認が必要か不明な場合は下図を参照し、当てはまる選択肢を選んでください。

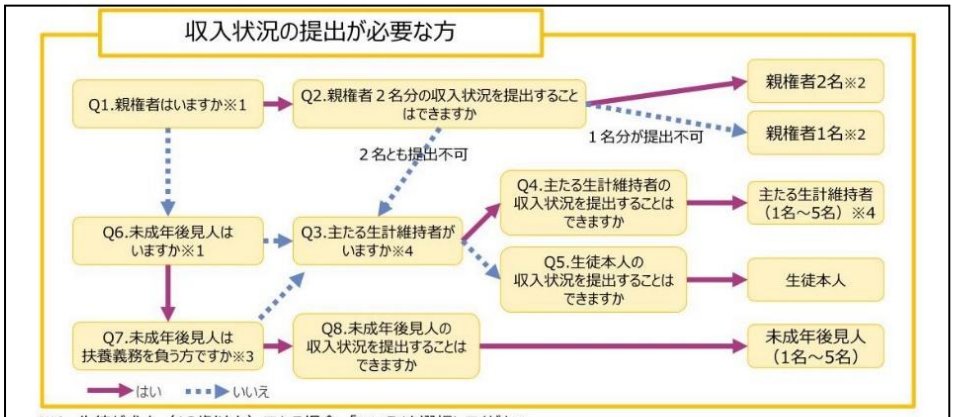

※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合　等
詳細は、学校に御相談ください。
※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

◎保護者等を<u>追加</u>する場合の手順は以下の通りです。

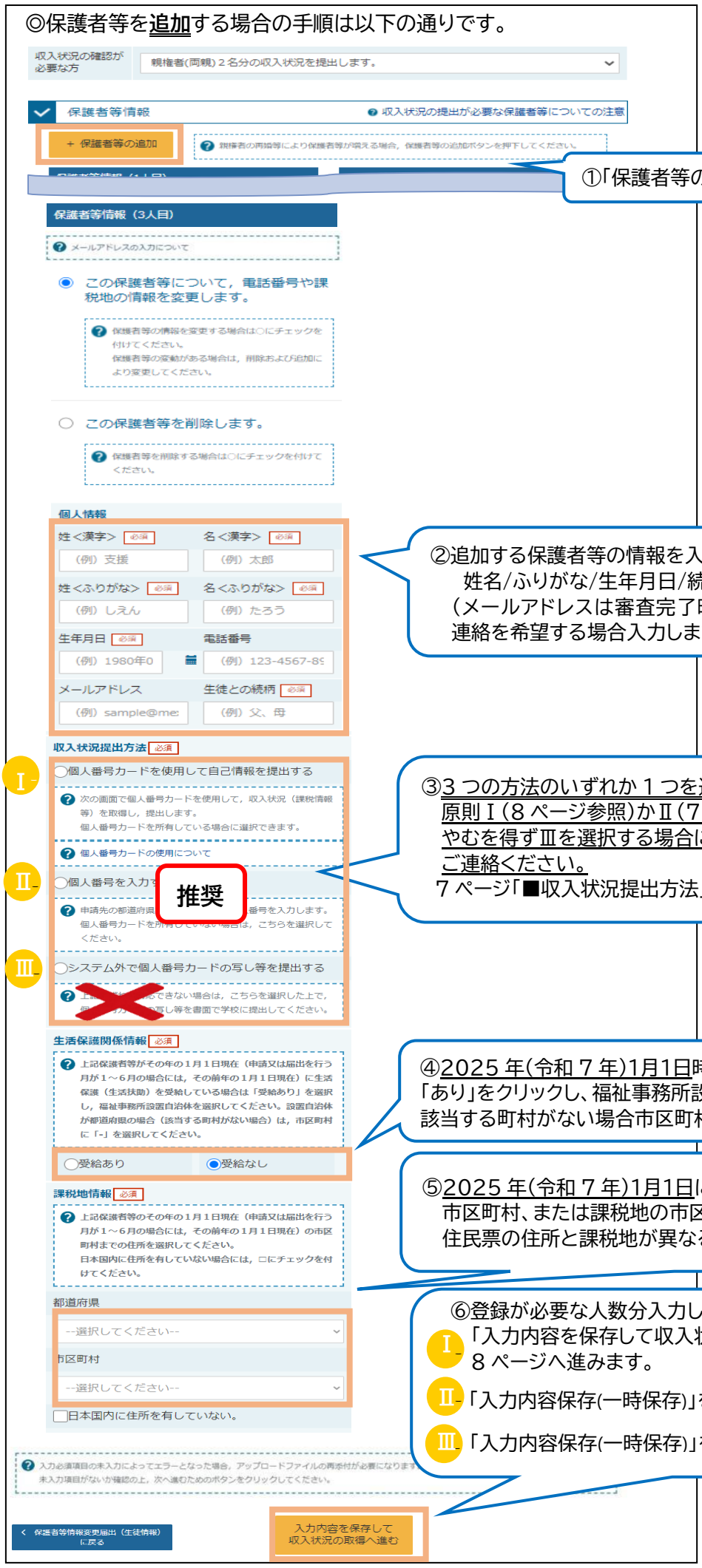

①「保護者等の追加」ボタンをクリックします。

②追加する保護者等の情報を入力します。
姓名/ふりがな/生年月日/続柄
（メールアドレスは審査完了時にメールの連絡を希望する場合入力します）

③<u>3 つの方法のいずれか 1 つを選択します。</u>
<u>原則Ⅰ(8 ページ参照)かⅡ(7 ページ参照)の方法をご選択ください。</u>
<u>やむを得ずⅢを選択する場合には学校(011-811-5297)へ</u>
<u>ご連絡ください。</u>
7 ページ「■収入状況提出方法」チャート図もご参照ください。

④<u>2025 年(令和 7 年)1月1日</u>時点で生活保護を受給している場合は「あり」をクリックし、福祉事務所設置自治体を入力します。
該当する町村がない場合市区町村に「-」を選択します。

⑤<u>2025 年(令和 7 年)1月1日</u>に保護者等の住民票がある市区町村、または課税地の市区町村までのご住所を入力します。
住民票の住所と課税地が異なる方は課税地を記載してください。

⑥登録が必要な人数分入力したことを確認します。
Ⅰ「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックし、8 ページへ進みます。
Ⅱ「入力内容保存(一時保存)」をクリックし、7 ページへ進みます。
Ⅲ「入力内容保存(一時保存)」をクリックし、12 ページへ進みます。

■収入状況提出方法

マイナンバーカードをお持ちですか。

→ はい

→ いいえ

端末(パソコン/スマートフォン)に
マイナポータルアプリの
インストールが可能ですか。

通知カード/個人番号が分かる住民票の
用意が可能ですか。

マイナンバーカードを読み取る為の
スマートフォン/IC カードリードライタは
お持ちですか。

保護者等の個人番号を
手入力します。
→方法Ⅱをクリック→7 ページ下部へ

Ⅱ- 推奨

個人番号カードを使用して、
マイナポータルサイトから自己情報を
提出します。
→方法Ⅰをクリック→8 ページへ

Ⅰ-

課税証明書や個人番号が分かる書類を
学校へ郵送します。学校へお電話ください。
→方法Ⅲをクリック→12 ページへ
※原則として方法Ⅰ かⅡでご提出を
お願いします。

Ⅲ-

Ⅱ 推奨

個人番号を手入力して自己情報を提出する手順は以下の通りです。6 ページも併せて参照ください。

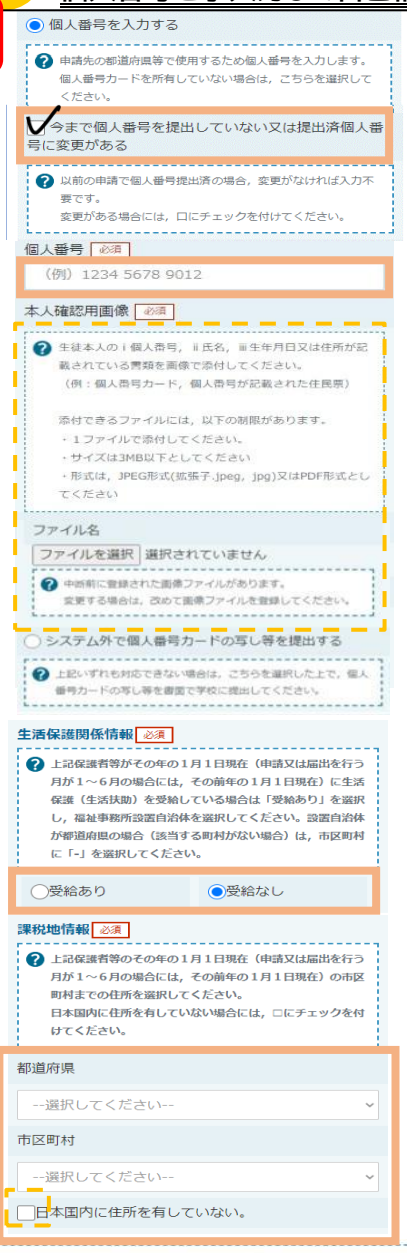

▷入力された個人番号や課税地情報が
異なる場合は判定が出来ませんので、
内容が正しいことを複数回確認して
ください。

①保護者等の個人番号を入力します。
⇒「今までに個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを付け、必ず個人番号を手入力します。

▷生徒本人の個人番号を入力した場合のみ
表示されます。個人番号等の画像を
アップロードしてください。
▷生徒本人の個人番号カードか個人番号が
記載された住民票を画像で添付します。
▷添付できない場合は学校
（011-811-5297）へご連絡ください。

②2025 年(令和 7 年)1月1日時点で
生活保護を受給している場合は「あり」をクリックし、
福祉事務所設置自治体を入力します。

③2025 年(令和 7 年)1月1日時点の課税地が
選択されていることを確認します。

▷2025 年(令和 7 年)1 月 1 日に
保護者等が海外に住んでおり、住民税が
課されていない場合チェックします。

④「入力内容確認(一時保存)
ボタンをクリックの後、
12 ページへお進みください。

Ⅰ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する手順は以下の通りです。

※マイナポータルでエラーが出てしまい先に進めない場合は
10 ページ上部へお進みください。

個人番号カードをお持ちの場合でも Ⅱ の方法で申請いただけます。Ⅰ の操作方法が不明の場合には Ⅱ の方法を実施ください。

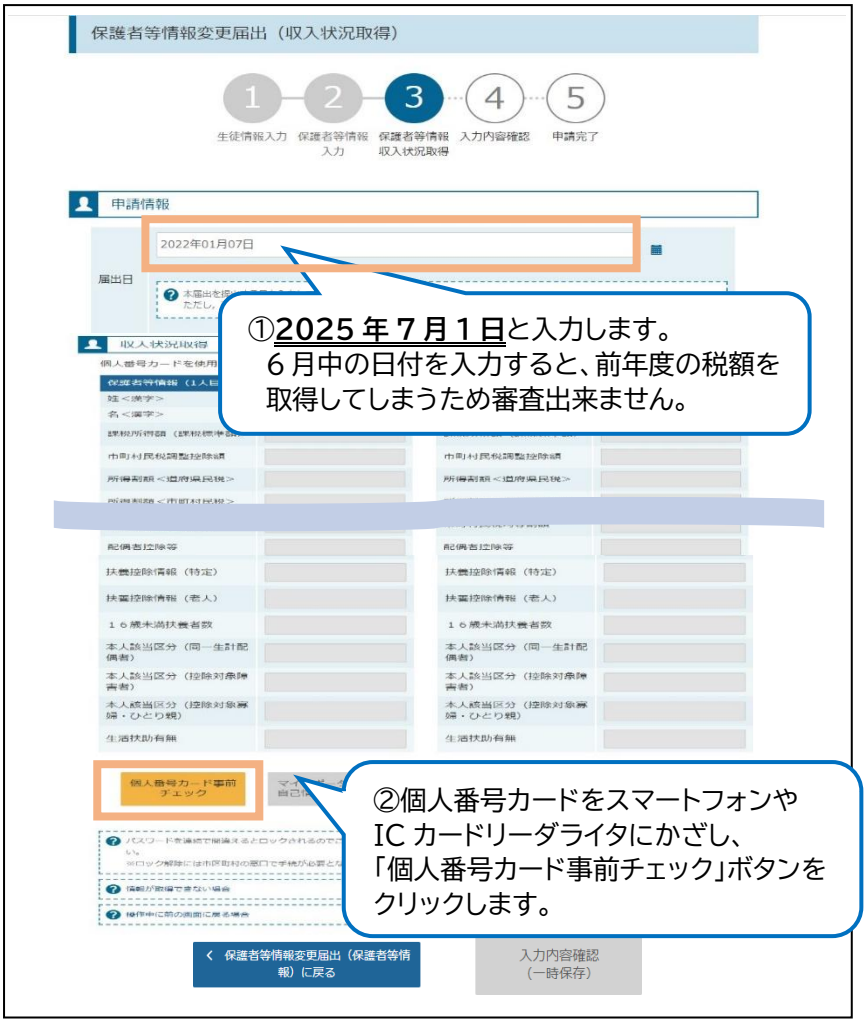

①2025 年 7 月 1 日と入力します。
6 月中の日付を入力すると、前年度の税額を取得してしまうため審査出来ません。

②個人番号カードをスマートフォンや IC カードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

▷端末（パソコン/スマートフォン等）にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

※利用するための推奨環境
・Microsoft Windows 10,11
・Android 6.0 以上
・iOS 14.0 以上　　等

▷下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

■パソコンの場合
https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html

マイナポータルAP
提供元: デジタル庁

■スマートフォンの場合
・Android
https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html
・iPhone
https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html

※マイナポータルアプリの画面

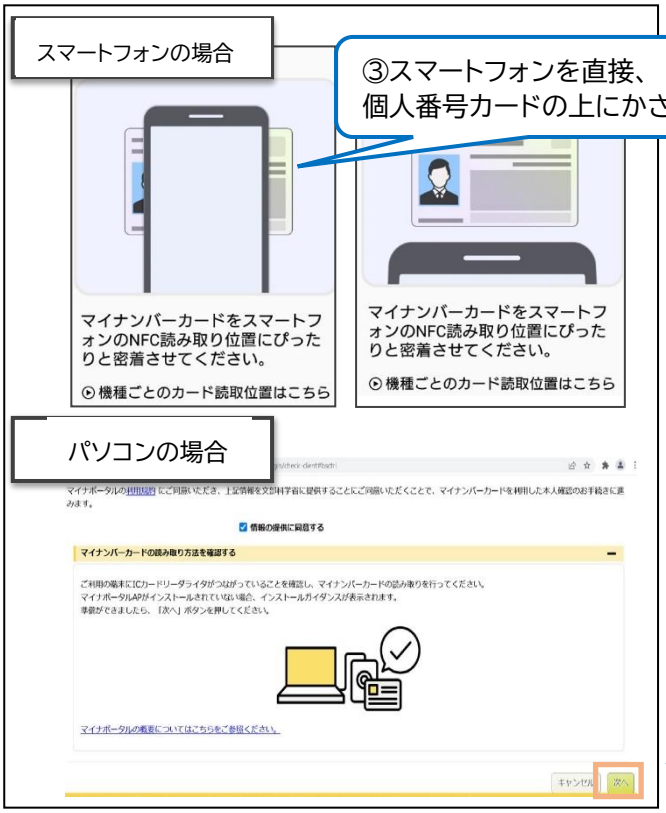

③スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。

③IC カードリーダライタをパソコンに接続し個人番号カードをかざして「次へ」ボタンをクリックします。

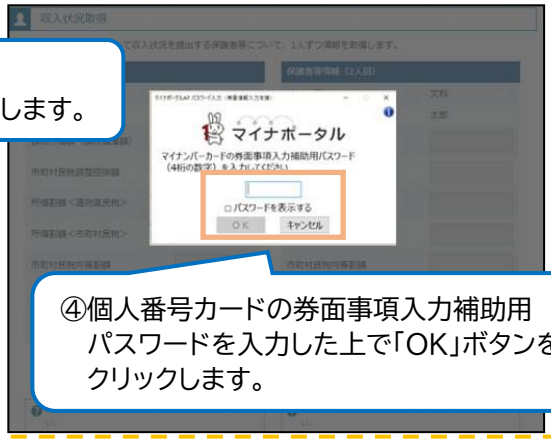

④個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力した上で「OK」ボタンをクリックします。

▷券面入力事項補助用パスワードは個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した 4 桁の数字です。
▷お忘れの場合や 3 回入力を間違いロックされた場合については、お住まいの市区町村窓口でパスワード再設定の手続きが必要となります。

※e-Shien の画面

⑤「マイナポータルから自己情報を取得する」をクリックします。

▷保護者 2 名分の登録を行う場合、
下記の手順で操作します。
①保護者 1 の事前チェックを実施
②保護者 1 の税額を取得
③保護者 2 の事前チェックを実施

※マイナポータルアプリの画面

⑥内容を確認し次へボタンをクリックします。
その後再度個人番号カードを読み取ります。

※マイナポータルアプリの画面

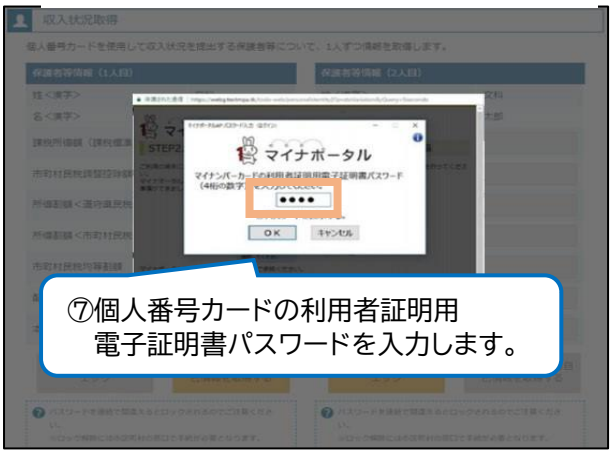

⑦個人番号カードの利用者証明用
電子証明書パスワードを入力します。

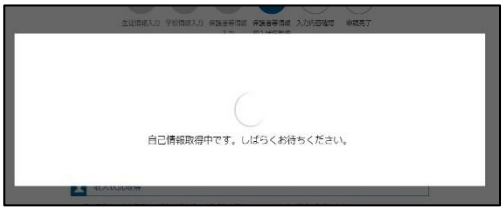

▷情報を取得できるまで 20 秒程度かかる場合が
あります。
エラーの場合はメッセージが表示されます。

※e-Shien の画面

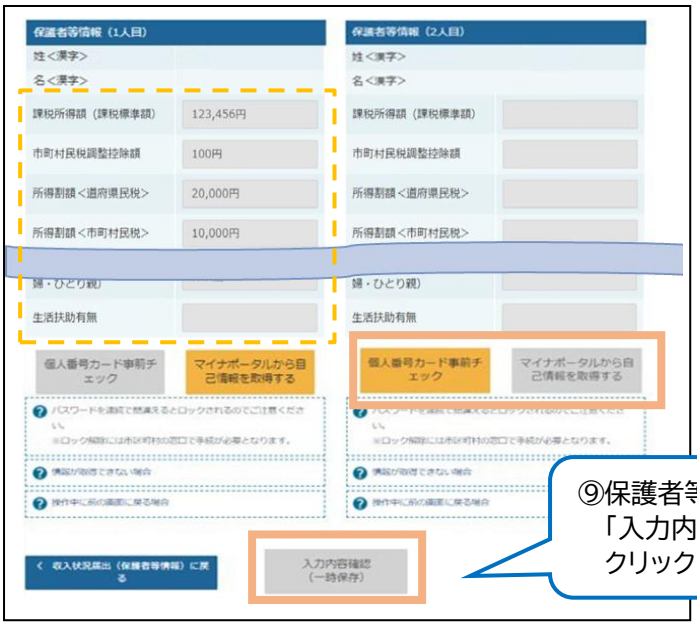

▷マイナポータルから取得した情報が転記されます。

⑧2 人目の保護者等がいる場合、同様の手順で
個人番号カード事前チェックと自己情報取得を
行います。

⑨保護者等全員分の収入状況取得後
「入力内容確認（一時保存）」ボタンを
クリックの後、12 ページへお進みください。

！ マイナポータルでエラーが出てしまい先に進めない場合

収入状況提出方法を「自己情報」から「個人番号を入力する」に切り替えて申請をしていただく必要があります。

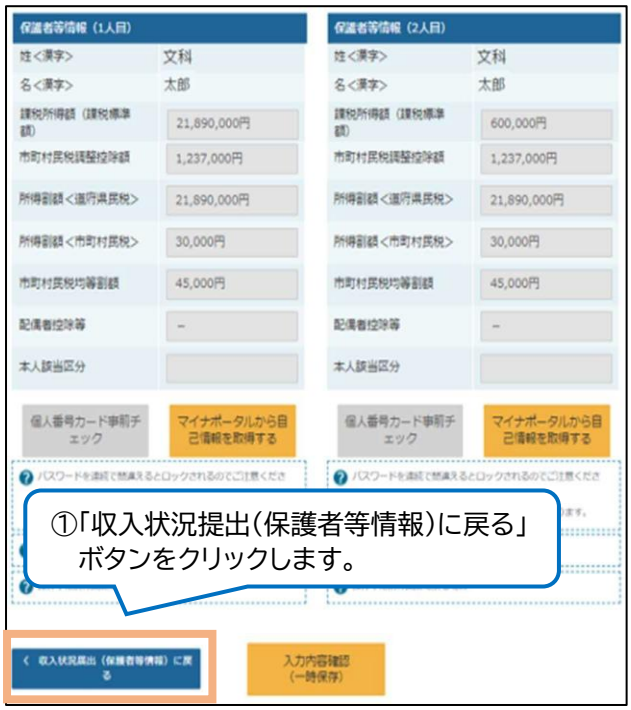

①「収入状況提出(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

変更

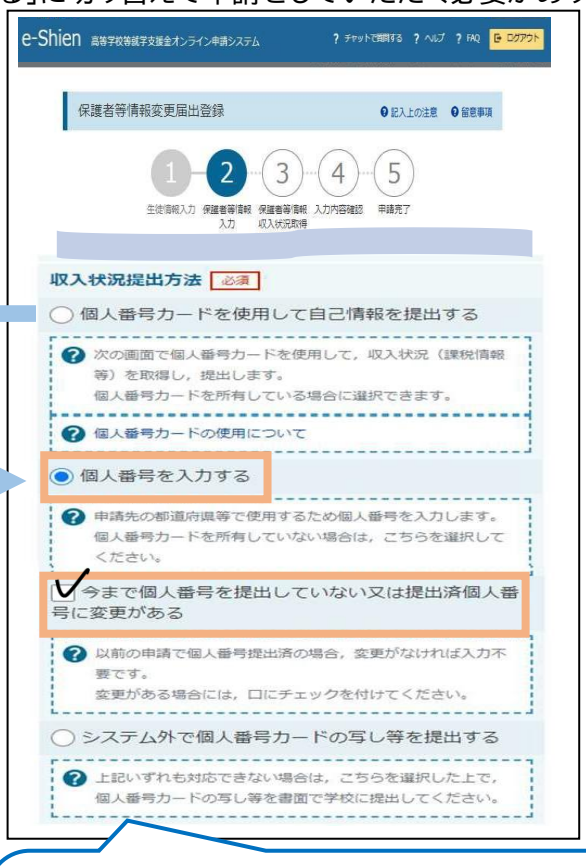

②個人番号を入力します。
⇒「今までに個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを付け、必ず個人番号を手入力します。
その後「入力内容確認(一時保存)」をクリックし、12 ページへ進みます。

◎保護者等を削除する場合の手順は以下の通りです。

①「この保護者等を削除します。」ボタンをクリックします。

②正しい保護者等情報入力欄にチェックしていることを確認し、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックの後、12 ページへお進みください。

◎保護者等の情報に<u>変更がない場合</u>･<u>連絡先や課税地等の情報を変更する場合</u>の手順は以下の通りです。

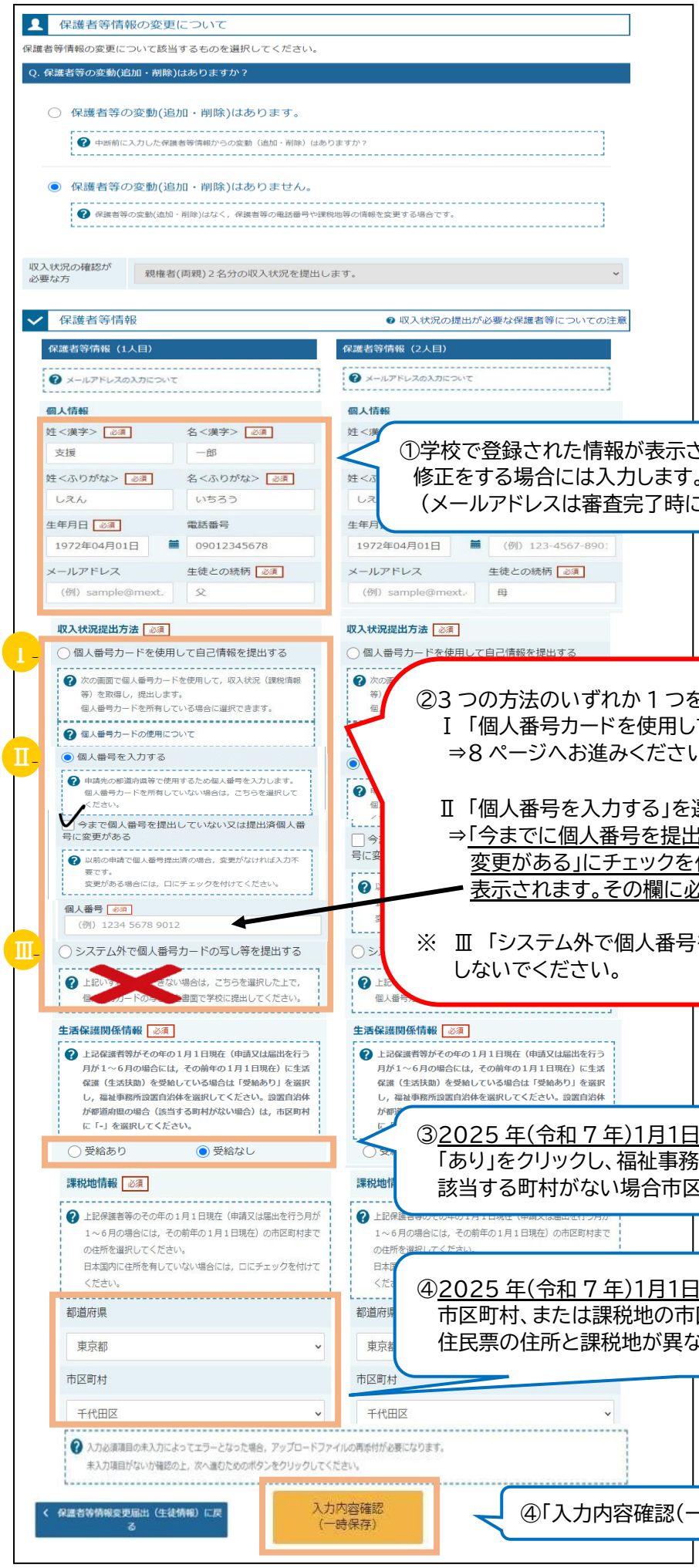

①学校で登録された情報が表示されます。
修正をする場合には入力します。
（メールアドレスは審査完了時にメールの連絡を希望する場合入力します）

②3 つの方法のいずれか 1 つを選択します。
Ⅰ「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択する場合
⇒8 ページへお進みください。

Ⅱ「個人番号を入力する」を選択する場合(推奨)
⇒<u>「今までに個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを付けると、個人番号を手入力出来る欄が表示されます。その欄に必ず個人番号を手入力します。</u>

※ Ⅲ「システム外で個人番号をカードの写しを提出する」は選択しないでください。

③<u>2025 年(令和 7 年)1月1日</u>時点で生活保護を受給している場合は「あり」をクリックし、福祉事務所設置自治体を入力します。
該当する町村がない場合市区町村に「-」を選択します。

④<u>2025 年(令和 7 年)1月1日</u>に保護者等の住民票がある市区町村、または課税地の市区町村までのご住所を入力します。
住民票の住所と課税地が異なる方は課税地を記載してください。

④「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。

①表示された情報が正しいことを確認します。

②内容を確認しチェックします。

②「本内容」で申請するボタンをクリックします。

▷メールアドレス、個人番号についての確認事項はそれぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。

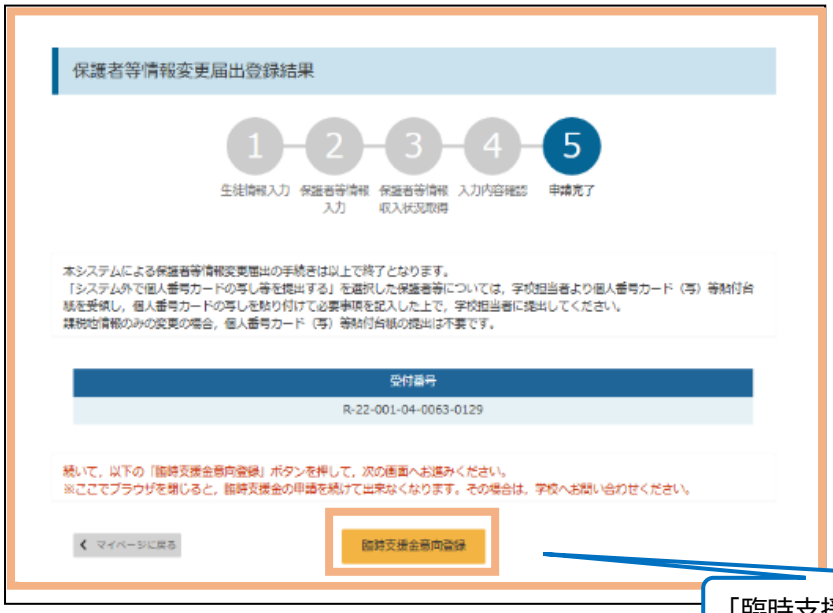

申請の登録結果が表示されます。

▷メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールが届きます。
「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。
受信拒否設定に問題がないかご確認ください。

⚠本画面を閉じてしまった場合、申請者側で「臨時支援金申請」の登録はできません。
誤って閉じてしまった場合は学校へお問い合わせください。
既に「臨時支援金申請」を登録している場合には、「臨時支援金意向登録」ボタンは表示されません。

「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックします。

4. 臨時支援金意向登録

高校生等臨時支援金についての説明をご確認ください。

「高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。」の選択を推奨いたします。
※「同意しない」を選択された場合は、ご家庭に確認の連絡を差し上げることがあります。

【1】高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。
→14 ページへ
【2】高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。→15 ページへ

【1】高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。を選んだ方

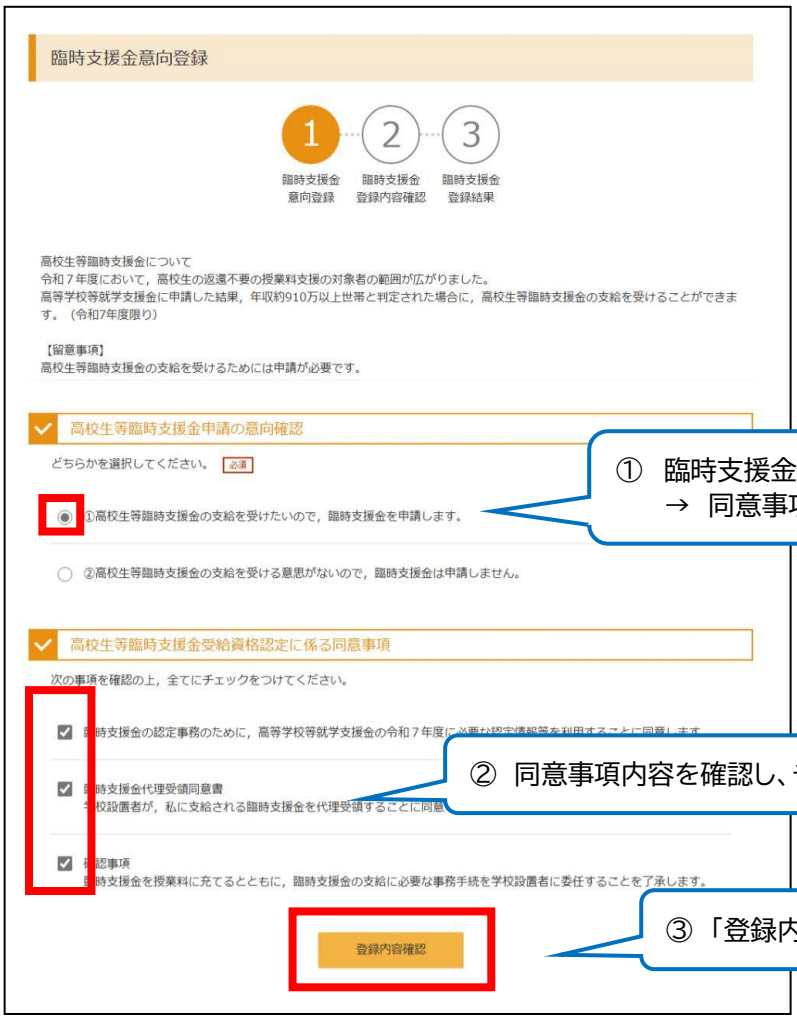

① 臨時支援金の支給を希望する場合、上部を選択します。
→ 同意事項欄が表示されます。

② 同意事項内容を確認し、チェックします。

③ 「登録内容確認」ボタンをクリックします。

④ 「登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

臨時支援金申請の登録結果が表示されます。
左の画面が表示されれば、正常に申請は完了しています。

⚠誤って申請内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校にお問い合わせください。

これで手続きが完了です。審査が完了するのをお待ちください。
審査が完了し次第、学校から通知書を郵送します。

【2】高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。を選んだ方

① 臨時支援金の支給を希望しない場合、下部を選択します。

② 「登録内容確認」ボタンをクリックします。

③ 「登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

臨時支援金申請の登録結果が表示されます。
左の画面が表示されれば、正常に申請は完了しています。

⚠誤って申請内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校にお問い合わせください。

これで手続きが完了です。審査が完了するのをお待ちください。
審査が完了し次第、学校から通知書を郵送します。

◎登録した情報を確認する場合（任意）　※e-Shien マイページの画面

▷登録画面に戻ることは出来ません。登録内容に誤りを見つけた場合は学校（011-811-5297）へご連絡ください。

審査状況、結果、申請内容を確認する場合は「表示」ボタンをクリックします。

最も大きい項番の「保護者等情報変更届」の審査状況の欄が「審査中」と表示されている場合は、正常に申請手続きが完了しています。

5. Q&A

Q1. 操作方法が分かりません。
A1. ① 文部科学省のホームページ上に申請者向け利用マニュアルを掲載していますので、ご確認ください。
下記の URL、右記 QR コードからもご確認いただけます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

② 操作方法の解説動画を一部 youtube で公開していますので、ご覧ください。
https://www.youtube.com/watch?v=IJFdyJfQsB0
③ ログイン画面右上の「？Q&A」をクリックし、ご参照ください。
「Q&A」内のページ番号はこのマニュアルではなく、①の利用マニュアルと対応しています。
④ ログイン画面右上の「？チャットで質問する」をクリックし、ご活用ください。
問合わせ自動応答システム（チャットボット）が起動します。
⑤ 池上学院高等学校事務局就学支援金係（011-811-5297）へご連絡ください。

Q2. 個人番号が分かりません。/ネット環境やスマートフォン等の端末がありません。
A2. 書面での申請になりますので、池上学院高等学校事務局就学支援金係（011-811-5297）へご連絡ください。

Q3. 保護者の一方に収入がない場合や、扶養に入っている場合は個人番号の登録や提出は不要ですか。
A3. 親権者全員分の登録や提出が必要です。

Q4. 学校から送られたログイン ID 通知書を紛失しました。
A4. 別紙再発行を依頼するためのフォームからご請求ください。順次郵便にて発送します。

Q5. 登録されている保護者等の情報に変更がない場合でも、手続きが必要ですか。
A5. 必要です。必ず本マニュアルの 12 ページまでお手続きください。

Q6. 申請が出来たかどうかを確認したいです。
A6. e-Shien へログイン後、ポータル画面の「認定状況」よりご確認いただけます。
最も大きい項番の「保護者等状況変更届出」の右の欄が「審査中」と表示されている場合は、正常に申請手続きが完了しています。審査が完了するのをお待ちください。

Q7. メールアドレスを登録したにも関わらず、審査完了をお知らせするメールが届きません。
A7. 審査を行っているため、審査完了までしばらくお待ちください。審査完了まで 2～3 ヶ月かかる場合もあります。審査状況が「審査完了」と表示されているにもかかわらず、メールが受信できない場合は、登録したメールアドレスに誤りがないか確認してください。